

保育施設等における新型コロナウイルス感染症対応方針

基本方針

認可保育施設、認可外保育施設、一時預かり施設、放課後児童クラブ、地域子ども教室は開所とする。

ただし、保育施設及び放課後児童クラブ、地域子ども教室においては、感染拡大防止の観点から、家庭での保育が可能な方に対し、5月31日まで協力を依頼する。

また、子育て支援施設、子どもの遊び場の屋内施設等については、小中学校の再開に合わせ、5月25日から開所する（5月25日が休館日の施設は、5月26日から開所）。

対象者・対象施設等

対象者…児童及び職員

対象施設…認可保育施設（公立・民間認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園）、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む）、一時預かり施設、放課後児童クラブ、地域子ども教室、子育て支援施設（ニコニコこども館、東部・西部・南部・北部地域子育て支援センター）、子どもの遊び場

※民間施設に対しては、同様の対応を要請する。

新型コロナウイルス感染時の対応等

1 新型コロナウイルスの感染者が確認されていない場合

- (1) 通常どおり開所するが、家庭での保育が可能な方には、5月31日まで協力を依頼する。
- (2) 登所前に対象者の検温
以下の場合には、当該対象者は登所停止

- ① 発熱（37.5度以上 以下同じ）や呼吸器症状が認められる場合
- ② 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間

- (3) 対象施設において発熱、呼吸器症状が出た場合には、速やかに降所

2 対象者が新型コロナウイルスに感染した場合

当該施設を14日間、臨時閉鎖
当該施設利用の全児童、全職員について健康調査実施
臨時閉鎖中に施設の消毒実施

3 対象者の同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合

（同居家族が濃厚接触者となり発熱等の症状が出た場合を含む）

- (1) 当該施設は、一日臨時閉鎖（消毒実施）
- (2) 臨時閉鎖中に、職員は自分で健康調査（セルフチェック）
- (3) セルフチェックで問題がない職員は、臨時閉鎖中出勤し、当該同居家族に対する健康調査及び施設の消毒を実施
 - ① 調査の結果、濃厚接触等、感染が疑われる対象者の場合
当該対象者は、14日間登所を停止
 - ② 調査の結果、問題がない児童
臨時閉鎖終了後、通常どおり登所

4 感染者等の確認に日数を要する場合

上記2及び3において、濃厚接触者の特定及び健康確認に日数を要する場合には、施設の閉鎖及び自宅待機はその期間とする。

5 複合施設の取り扱い

久保田、大槻、安積、柴宮及び大成保育所においては、①保育所、②一時預かり施設のいずれかの施設において2及び3の事象が発生した場合には、すべての施設で同様の対応とする。

6 市の要請による保育施設の臨時閉鎖、登園自粛に伴う保育料の取り扱い

保育料は、日割り計算により、保護者に還付。

認可外保育施設についても、同様に実施。

※原則として、幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料とする。

7 対象施設におけるイベントについて

(1) 基本的考え方

- ①イベント等の開催に当たっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式」の考え方を踏まえるものとする。
- ②クラスターが発生するおそれがあるイベント等や、「三つの密」のある集まりについては、開催の中止又は延期とする。
- ③上記以外のイベント等については、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること、屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安としつつ、適切な感染防止策を講じたうえで、実施可能とする。

(2) イベント等を開催する条件

- ①人と人との間隔を2m程度確保すること。
- ②会議面積を一人当たり4㎡以上、又は座席の間隔を前後左右一人置きに確保すること。
- ③定期的に換気を行うこと（屋内の場合）。
- ④多くの方が触れる場所の消毒を徹底すること。
- ⑤大声での発声、歌唱や声援、又は接近した距離での会話等が原則想定されないこと（屋内の場合）。

8 保育所等運営上の留意点

- (1) 定期的な換気
- (2) 施設のコマメな消毒
- (3) 手洗い、手指消毒の励行
- (4) 咳エチケットの励行
- (5) マスクの着用
- (6) 身体的距離の確保